

石川町 TV 等を活用したプロモーション業務 のプロポーザルに係る企画提案仕様書

1 業務名

石川町 TV 等を活用したプロモーション業務

2 業務の目的

現在、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から 10 年以上が経過しているものの、依然として風評は根強く、ALPS 処理水の海洋放出に伴って福島県の観光・農産物に対する風評の再燃が懸念されるなど、県外に向けて正しい情報や本町の魅力を発信していかねばならない状況にある。

昨年度、一昨年度に実施した情報発信イベントのアンケート結果から、デジタルコンテンツが本町の認知度向上に寄与していることが分かった。

本業務では、TV 等の幅広いデジタルコンテンツを活用し、本町ならではの魅力を戦略的に発信することにより、その視聴者に対する風評払拭と観光誘客の促進を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 業務の内容

(1) TV 等のデジタルコンテンツを活用したプロモーション

TV、YouTube、SNS 等のデジタルコンテンツを活用し、石川町の魅力や観光誘客につながる情報を戦略的に発信すること。

効果を最大化するため、ターゲット層を明確にした上で、企画内容、配信手法、期待できる効果等の具体的な提案をすること。複数のコンテンツを組み合わせた提案も可とする。

【期待する指標の例】

- ・ TV 番組を活用した石川町の特集や、石川町に馴染みのある企画の実施
- ・ 動画制作・配信による、年間再生回数 50 万回以上の達成 等

(2) 業務実施報告

業務終了後の効果分析を含む報告書を作成し納品すること。効果分析には、定量的な数値（視聴率、視聴回数、リーチ数等）及び定性的な分析（視聴者コメント、SNS での反響等）を含めること。

5 要件

- (1) 首都圏を含む福島県外地域を主要なターゲットとして発信すること。なお、福島県内で発信することを妨げるものではない。
- (2) 風評払拭につながる内容（食の安全性等）を可能な範囲で盛り込むこと。
- (3) 撮影・取材場所との交渉や出演者（町民、町内事業者等を含む）との交渉は、原則として受託者が全ての手配をすること。なお、これらに伴う施設利用料等は本提案額に含めること。

6 著作権等の取扱い

本件業務の成果物に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利を含む）は、納品をもって町に帰属することを基本とする。また、町は当該成果物を WEB サイト、SNS、広報物等において、期限の制限なく無償で二次利用できることを基本とする。

ただし、企画内容や配信手法によっては、制限を受けることがやむを得ないことも想定されるため、実際の取引内容や制作実態を踏まえ、委託者及び受託者の協議の上、契約締結時に定めるものとする。

本件業務に関わる第三者が権利を有する著作物、肖像権その他権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。なお、受託者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理すること。

7 特記事項

- (1) 受託者及び本件業務に関わる第三者は、業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了後も同様とする。
- (2) 企画内容やキャスティングについては、事前に委託者と協議し、承認を得た上で進行すること。
- (3) 地域住民や観光客の迷惑とならないよう、安全管理及び周辺への周知を徹底すること。
- (4) 受託者は、本件業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 本件業務の財源として、「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）」）を活用していることから、復興庁が定める最新の「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）」）経理処理等マニュアルに従い、適切に経理処理を行わなければならない。
- (6) 本件業務を効率的に執行するため、対面又はオンラインにて複数回の打ち合わせを行うこと。移動及び打ち合わせに係る一切の費用は本提案内容に含むものとする。

- (7) テレビ番組の放送局や出演者等の選定に当たっては、履行期間内に公開できない事態や公開することで本町の名誉やイメージを毀損することが無いよう、社会情勢やSNS等での発言内容等を踏まえ、慎重に精査すること。
- (8) 本書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、委託者と受託者の協議の上、定める。